

報告学会:国際取引法学会 国際契約法制部会 全国大会

報告日時:2024年3月16日午前10時-11時半のうち30分間

報告場所:中央大学 茗荷谷キャンパス

報告名:ウィーン売買条約の日本での裁判例(5件):日本法の実事認定論との交錯(契約の解釈)

報告者:志馬 康紀(国際取引法学会理事、国際契約法制部会長代行)

【報告要旨】

ウィーン売買条約("CISG")は、国際物品売買に関する統一条約であり、日本では2009年8月1日に発効した。このため、①同日以降に締結された国際物品売買契約であって、②CISG1条(1)(a)等の適用条件を満たし、かつ、③当事者が異なる準拠法に合意していない場合に、日本の裁判所は国際約束として、CISGを適用しなければならない。しかし、日本におけるCISGの裁判例は、2017年以降に下された5件に留まっている(同時に、①,②,③を満たしながら日本法を準拠法とする国際物品売買契約の裁判例が、十数件知られている)。

さて、この5件において裁判所は、CISGの適用を肯定したうえで、当事者間の契約と契約を巡る諸状況との法的評価(契約の解釈)を主たる論拠として、判決を下している。日本の裁判実務において、契約の解釈は総じて、民事訴訟法(注:CISGの文脈では、民訴法上の問題は統一的解釈の対象外だとされている)の実事認定論のなかで行われているところ、5件の裁判例においても、この点は同様である。そこで、本報告ではまず、5件の裁判例を紹介して、日本法の実事認定論のなかで、契約の解釈がどのように行われているのかを概観する。そのうえで、5件の裁判例の分析を行い、(a)と(b)の見解を述べる。すなわち、(a)CISGの条文の適用においては不適切な点があるが、内外人平等待遇の原則は遵守している。そして、(b)CISGの諸国の裁判例と機能面での比較を行ったところ、論点毎の結論が類似し妥当であり、同時に、CISGの8条(当事者の行為の解釈)や74条(損害賠償の範囲)等の適用とも整合していることを示す。